

令和 4 年 4 月 28 日

松山市議会議長

若江 進 様

議員名 岡 雄也



令和 3 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和3年度政務活動費収支報告書

議員 岡 雄也

1. 収 入

政務活動費 1,224,000 円

利 息 1 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	203,218	調査視察経費
研 修 費	14,700	会費、研修費
広 報 費	570,601	WEBサイト管理費、市政報告書作成費、封筒印刷費
広 聴 費	101,441	ガソリン代、通信費
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	204,082	パソコン購入代、トナーカートリッジ
資料購入費	100,880	書籍代、PCソフト
人 件 費	0	
事務所費	0	
合 計	1,194,922	

3. 残 額 29,079 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
調査研究費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
6/5	和歌山市視察にかかる経費	22,374 円		1
7/5	甲府市視察にかかる経費	65,180 円		2
11/19	伊丹市・豊中市視察にかかる経費	34,336 円		3
12/21	省庁レクにかかる経費	38,800 円		4
12/25	省庁レクにかかる経費	42,528 円		5
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		203,218 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2021年 6月 5日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	和歌山市立図書館について現地視察 ・6月4日～5日、和歌山市			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	13,500	円	100 %
	宿 泊 費	6,930	円	100 %
	パ ッ ク 代 金		円	%
	そ の 他	1,944	円	100 %
	合 計	22,374	円	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2021年 6月 5日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

領収証 100-635800

様

領収日 2021.06.04 10:24

領収額 ¥2,200-

購入商品・・・乗車券類

(100-635800 1枚)

支払方法・・・現金

購入印紙
印 5万円以上
貼 付

南海フェリー株式会社
徳島港91担当者01

領収証 078-178493

様

領収日 2021.06.05 07:59

領収額 ¥2,200-

購入商品・・・乗車券類

(078-178493 1枚)

支払方法・・・現金

購入印紙
印 5万円以上
貼 付

南海電気鉄道株式会社
和歌山市91担当



<http://hatada.co.jp>

樽味店 ☎ 089-915-3535

領収証

岡 雄也 様

¥1,944-

(内税対象額8% ¥1,944)

(内税額8% ¥144)

但し

上記正に領収いたしました

(レジ外等 ¥1,944)

株式会社 ハタダ

樽味店

愛媛県松山市樽味2丁目15番1

TEL 089-915-3535

担当者:

045/01/0345021

No.0004520

2021年06月03日(木)

17:26

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



西日本

料金所(自) 松山
料金所(至) 徳島

21年 6月 4日
10時 8分

通行料金 ¥4,550-
(ETC利用時)

車種 1

取扱番号

A04106-042249-018133

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

確

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



西日本

料金所(自) 徳島
料金所(至) 松山

21年 6月 5日
12時 37分

通行料金 ¥4,550-
(ETC利用時)

車種 1

取扱番号

A04106-052249-019536

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

確



STATEMENT 乙 利用明細

G
U
E
S
T
岡 雄 也 様

ARRIVE/ご到着 2021/06/04
DEPART/ご出発 2021/06/05

DATE/日付	DESCRIPTION/ご利用明細	DEBIT CREDIT/料金	PAYMENT/お支払	REMARKS/備考
06/04	宿泊料金	6,930		
SUB TOTAL/小計		6,930	0	
AMOUNT DUE/ご請求金額		6,930	CC 6,930	

*11月軽減税率対象

Guest Signature/ご署名: 岡 雄也

1 / 01
023292 / 00

Guest Name/お名前
岡 雄也 様

RECEIPT
領 収 書

金 額 ¥ 6,930
Amount Due

上記宛先に領収書しました。 We have received your payment

印 紙

Issued Date/発行日付
2021/06/04 16:09

Folio/伝票番号
023292

Operator&CRT_No
0005 / 11 0250415

カンデオホテルズ南海和歌山
〒640 8203 和歌山県和歌山市東蔵前丁39
キャナル和歌山 カンデオホテルズ 南海和歌山
TEL 073-424-2500
FAX 073-424-2600
candehotels.com

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 岡 雄也



整理番号	
日程	2021年6月4日(金)～6月5日(土)
目的	和歌山市立図書館について現地視察
訪問先	和歌山市立図書館
概要 所見	<ul style="list-style-type: none">・子どもの遊び場所がそもそも少なく、学生から大人の自主学習する場所がないという課題。和歌山市駅の1日の乗降客数は約18,000人と人が集まる場所であり、駅前再開発事業(キーノ和歌山)に併せて、「学びによる賑わい」創出を目指し開館。・社会資本整備交付金を活用。また床材を紀州材にすることで、新たな補助金対象となり建設コストを抑えた。・返却ボックスは市内に41カ所を設置し、移動図書館の担当者とも連携し毎日・週一で回収をしている。また国会図書館や、近隣市立図書館とも連携し、利用者の要望に応える努力をしている。・ヤマト運輸との連携により500円で自宅から・市外県外でも宅配返却が可能。・ライフスタイル分類で興味関心の増加し、貸し出し者数148%と大幅増。・滞在型図書館として、本の利用<図書館の利用につながる施設整備がなされており、屋上には芝生テラスやキッチンを設けてイベントの開催のほか、子どもの遊びスペースや学習スペースなども充実させる。・人が集う場所の提供→人の振り見て我が振り直せ→学びの実行・活動への参加と好循環につながっているとのこと。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2021年 7月 5日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費
用 務	甲府市児童家庭支援センター視察について		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	63,380	円 100 %
	宿 泊 費		円 %
	パ ッ ク 代 金		円 %
	そ の 他	1,800	円 %
	合 計	65,180	円 100 %
特記事項			

領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2021年 7月 5日
----------------	-----------	-------------

※スノ 松山空港駐車場 添付してください。
Tel 089-971-5439

利用明細書

精算機 #03 P 精算No.000102
 発券機 #12 発券No.052067
 入庫時刻 2021年 7月 4日(日) 11:18
 出庫時刻 2021年 7月 5日(月) 18:48
 駐車時間 1日 7:30
 駐車料金 A料金 1,800円
 =====
 合 計 1,800円
 カガクカード 1,800円
 =====

カガクカード
 会員No. [REDACTED]
 伝票No. 02954
 承認No. 0004076
 利用額 1,800円

(注)和 した旅費の総額を記入してください。
 ※1 債 ラインは省略させていただきます。 する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち
 債務 番号 No. 06189-4100-0011 による旅行完了日)を記入してください。
 ※2 附 だのご利用をお待ちしております。 終支払日(領収書日付)を記入してください。

領収書

WEB a5d9b60494-00000-044749-0-1100

表示日 2022年03月20日(日)

岡 雄也

様

金額

¥63,380- (税込)

クレジット支払い

(消費税10%対象 ¥63,380- (税込))

航空券番号

照会番号

但し

運賃および税金・料金等

航空券発行日

2021年07月02日(金)

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 岡 雄也



整理番号	2
日程	2021年 7月 5日 (月)
目的	子ども家庭支援センター視察について
訪問先	甲府市子ども家庭支援センター・テラ
概要 所見	<ul style="list-style-type: none">・家庭養育原則のもと、地域や家庭からの相談に応じる事業を実施。市町村の求めに応じた事業も展開し、アウトリーチ型の在宅支援事業やフォスタリング機関事業、乳幼児・児童の心身の健康相談や治療を行うクリニックも併設した。・電話での相談が最も多く、来所相談や訪問相談、夜間の相談も実施している。相談内容は養護に関するものが多く他の機関との連携も重要になってくる。・国や県からの委託料や補助を受けているところもあるが自治体によってまちまちとのことで、人件費をはじめ一定の補助は必要と考える。・フォスタリング機関として里親のリクルートや研修、マッチング支援などを行っている。里親の訪問もしっかりと行い、里親委託の推進を図っている。・レスパイトケアを実施するにも、里親のリクルートが重要で、児童相談所が中心では到底足りない。市町の役所も積極的な広報が必要だと考える。また研修をするだけではない、相談やもっと研修がしたいという里親に対しても親身になった体制づくりが必要。・養育家庭と児童相談所だけに任せず、子どもと里親の両社が生活していく上での環境の整備と地域の連携が重要になる。・そもそも里親とはなにか、どのようにしてなるのか、生活面での手当など知られていないことが多いことが里親のなりて不足。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自5年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2021年 11月 19日	整理番号	3 5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	伊丹市・豊中市視察にかかる経費			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	%
	宿 泊 費		円	%
	パ ッ ク 代 金	28,300	円	100 %
	そ の 他	6,036	円	100 %
	合 計	34,336	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2021年 11月 19日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

領 収 証

No. Web220320044333
発行日： 2022年03月20日

岡 雄也

様

¥28,300-

お支払い方法： クレジット決済

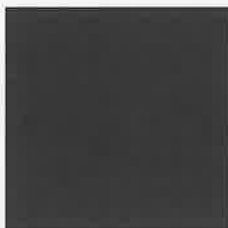
但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

ANA X株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋2-14-1
フロントフレイス日本橋



AT000918
お客様用

2021年11月18日(木)

領収証

園 雄也 様

¥4,536-

¥4,536-
¥336-を合みます)

カード計
(消費税等

¥336-を合みます)

いよてつショップ
松山市南吉田町2731番地 松山空港ビル内
TEL 089-973-0226



取扱者

1015-4581-1092

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構
松山空港駐車場
出口 Tel 089-971-5439

利用明細書

精算機 #08	P 精算No.000209
発券機 #01	発券No.081708
入庫時刻	2021年11月18日(木) 10:49
出庫時刻	2021年11月19日(金) 14:46
駐車時間	1日 3:57
駐車料金	A料金 1,500円
合計	1,500円
クレジットカード	1,500円
MUFカード	
会員No.	
伝票No.	02299
承認No.	0002787
利用額	1,500円

駐車料金一括払い

サインは省略させていただきます。
端末No. 0818941050010

またのご利用をお待ちしております。

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 岡 雄也



整理番号	3
日程	2021年 11月 18日(木) ~ 19日(金)
目的	市立図書館の整備、安全安心見守り事業の視察について
訪問先	伊丹市立図書館ことば蔵、豊中市役所
概要 所見	<p>○市立図書館ことば蔵</p> <ul style="list-style-type: none">・ヤングアダルトコーナーは市内5校の高校、校長・図書担当など、20人程度の高校生がイベントの企画、選書・購入している。・交流フロア運営会議は、毎月夜間に市民20名程度が参加し、年間150万円の予算内でのイベントや交流事業の企画。運営会議のファシリテーターは市側。・まちライブラリー構想として、自身の本と交換をする替え本事業(700冊)や、自身が推薦する図書の推薦帯を作る・人に伝えたいという思いをもつメンバーも多く参加しており市が主導ではなく、ダメなこと改善すべき点のみ指南することで自主性がうまれる。 <p>-----</p> <p>○安全安心見守り事業(ミマモルメ・オッタデ)</p> <ul style="list-style-type: none">・防犯カメラが犯人逮捕につながったことが機運情勢に繋がった。国の補助金を使うために防犯カメラだけでは対象にならなかったのので、ビーコンを活用した「まちなかミマモルメ」を導入した。・街頭犯罪の認知件数はH26→R2で66.4%減。自動販売機の中や市バスへの設置を増やしている。・GPSだと電池の消耗が激しいため、ビーコンを活用している。・子どもの安全安心見守り事業は、地域貢献の一環として民間企業の阪神電気鉄道や関西電力送配電から学校へ配布されている。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2021年 12月 21日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	省庁レクにかかる経費			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	%
	宿 泊 費		円	%
	パ ッ ク 代 金	37,000	円	100 %
	そ の 他	1,800	円	100 %
	合 計	38,800	円	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2021年 12月 21日		
⑤ 一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構 紙で添付してください。 松山空港駐車場 出口2 Tel 089-971-5439				
利用明細書				
精算機 #03 P 精算No.000268				
発券機 #12 発券No.018142				
入庫時刻 2021年12月20日(月) 14:47				
出庫時刻 2021年12月21日(火) 21:15				
駐車時間 1日 6:28				
駐車料金 A料金 1,800円				
=====				
合 計 1,800円				
クレジットカード 1,800円				
=====				
MUFカード				
会員No. [REDACTED]				
伝票No. 04594				
承認No. 0002990				
利用額 1,800円				

- (注) 駐車料金一括払い
- ※ サインは省略させていただきます。
端末No. 0818941050012
- ※ またのご利用をお待ちしております。

に要した旅費の総額を記入してください。
計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち
動による旅行完了日)を記入してください。
ち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

領 収 証

No. Web220320044454
発行日：2022年03月20日

岡 雄也

様

¥37,000-

お支払い方法： クレジット決済

但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

ANA X株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-14-1
フロントプレイス日本橋AT680290
①お客様用

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 岡 雄也



整理番号	4
日程	2021年12月21日(火)
目的	・水道事業の運営について(厚生労働省 医薬・生活衛生局) ・地方自治体の基幹業務システムについて(デジタル庁)
訪問先	衆議院第一議員会館
概要 所見	<p>○水道事業の運営について</p> <ul style="list-style-type: none">・節水機器の普及や人口減少等により有収水量は2000年をピークに減少傾向、2050年頃にピーク時の約3分の2程度まで減少。・水道の基盤強化に向けた基本的な考え方①適切な資産管理②広域連携③官民連携、そして関係者の責務・役割を果たす必要がある・改正水道法に基づく広域連携の推進については国の基本方針に基づき水道基盤強化計画→具体的な実施計画を策定する必要がある。・様々な事業者によって広域連携が進んでいるが、全国初の管路整備における大阪の事例は現在協議中。・適切な資産管理の推進により、施設の維持・修繕や水道施設の台帳、施設の計画的な更新などを行い、収支の見通しを公表する。 <p>○地方自治体の基幹業務システムについて</p> <ul style="list-style-type: none">・基幹業務システムは国民生活に直接関係する事務に係る情報システムである。システムの課題は3点①アプリケーション②インフラストラクチャ③データ、それぞれの対応策として①標準仕様の準拠の義務化②ガバメントクラウドの活用③データ要件の標準の準拠の義務化等の必要がある。・地方自治体の基幹業務を統一するために標準化対象事務に加え、対象外の事務については疎結合も認められる。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2021年 12月 25日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	省庁レクにかかる経費			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	%
	宿 泊 費		円	%
	パ ッ ク 代 金	39,900	円	100 %
	そ の 他	2,628	円	100 %
	合 計	42,528	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2021年 12月 25日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

5

領 収 証

No. Web220320044543
発行日: 2022年03月20日

岡 雄也

様

¥ 39,900-

お支払い方法: クレジット決済

但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

ANA X株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋2-14-1
フロントプレイス日本橋



AT617085
※お客様用

2021年12月24日(金)

領収証

岡 雄也 様

¥1,728-

¥1,728-
¥128-を含みます)

カード計
(消費税等

¥128-を含みます)

上記正に領収しました(消費税等

いよつショッピング
松山市南吉田町2731番地 松山空港ビル内
TEL 089-973-0226

取扱店

1015-4986-1881

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構
松山空港駐車場
出口2 Tel 089-971-5439

利用明細書

精算機 #03	P 精算No.000486
発券機 #12	発券No.019411
入庫時刻	2021年12月24日(金) 10:46
出庫時刻	2021年12月25日(土) 09:28
駐車時間	22:42
駐車料金	A料金 900円
=====	
合計	900円
クレジットカード	900円
=====	
MUFカード	
会員No.	██████████
伝票No.	04633
承認No.	0004270
利用額	900円

駐車料金一括払い

サインは省略させていただきます。
端末No. 0818941050012

またのご利用をお待ちしております。

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 岡 雄也

印

整理番号	5
日程	2021年 12月 24日(金)
目的	鳥獣被害の現状と対策 (農林水産省 農村振興局)
訪問先	衆議院第一議員会館
概要 所見	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害対策は①個体群管理(捕獲)②侵入防止対策(柵の設置等)③生息環境管理(放任果樹の伐採)の3本柱が鉄則。・鳥獣被害防止総合対策交付金では、捕獲活動の支援や侵入防止策の支援のほか処理加工施設や焼却施設等の整備、ジビエ利活用への支援にも活用できる。この際、被害防止計画をたてる市町村への相談が必要になるが、活用している市町とそうでないところに大別される。・R3年度より新たに捕獲サポート体制の構築を支援するメニューが出され、地域の農業者や農業関連団体で構成するサポートチームで罾の見回りや給餌作業などに対し人数に応じた支援がある。・被害対策の体制構築には市町村・農協・農業従事者・地域住民の参加の促進が重要。狩猟免許がなくてもサポート隊として活動が可能。・ICT等の新技術を活用した対策も支援事業としてある。①新技術の実証、②新技術の導入とそれぞれに対して定額の支援があるため、新たな取り組みが可能になる。・ほ場や集落を餌場としないためには、緩衝隊の設置や放任果樹の除去などが必要。・鳥獣被害防止にかかる対策は、協議会を設置する市町がいかに積極的に取り組むかが肝になる。対策にかかる財源確保にしても、担当課の役割は大きいと考える。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

令和3年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		6
9/30	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分	3,000 円		7
10/28	総務理財委員会勉強会講師料	1,500 円		8
3/31	ローカルマニフェスト推進連盟年会費	3,000 円		9
2/9	研修会参加にかかる経費	3,000 円		10
3/31	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分	3,000 円		11
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		14,700 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	20 21 ²² 年 3 月 31 日 持日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項	当議連は北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、 拉致疑惑にあたる賢人の救出を支援することを目的としている。		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年	9月 13日

領 収 書

金 1, 2 0 0 円 也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和3年9月13日

松山市議会議員
岡 雄 也 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)
会 長 森 高 康 行

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 9月 30日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項	当議連は、松山市における観光振興を積極的に推進し、市の発展に寄与する目的で設立された。			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 7月 28日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
<p>領 収 書</p> <p>令和3年 7月28日</p> <p>岡 雄 也 様</p> <p>下記のお金を領収いたしました。</p> <p>金額 3,000円 也</p> <p>用 意 令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として</p> <p>松山市議会観光振興議員連盟 会 長 岩 江 進</p>				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認められた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年	10月	28日	整理番号	8
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使 途 及 び 内 容 等	総務理財委員会勉強会「中核市・中枢中核都市の事務・権限、財源」 をテーマとした有識者による勉強会の講師謝礼				
金 額	1,500	円	按分率	12.5	%
特 記 事 項	講師謝礼 12,000円 ÷ 8人 (総務理財委員数) = 1,500円/1人				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 11月 5日			
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

3 年 11 月 5 日

(あて先)松山市議会 総務理財委員会
委員長 池田 美恵 様

住所

松山市文京町3番

氏名 加藤 祐子

下記の金額領収いたしました。

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	内訳下記のとおり
				¥	1	2	0	0	0	

ただし 松山市議会総務理財委員会 勉強会の講師謝礼として

開催日：令和3年10月28日(木)

場所：松山市役所別館6階 第3・4委員会室

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022 2021 年 3 月 31 日	整理番号	9	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ローカル・マニフェスト推進連盟 2021 年度 年会費			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項	二元代表制における地方議会、地方議員、地方自治体の活性化をめざすことを目的に活動。			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022 2021 年 5 月 19 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2022年6月6日
一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進連盟事務局

平素より大変お世話になっております。
この度はローカル・マニフェスト推進連盟年会費（2021年度）会費を納入いただき、ありがとうございました。下記が領収書となりますので、ご査収ください。
何かご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

一般社団法人マニフェスト研究会
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 517-1
ドロード早稲田 402
電話：03-6709-6739 メール：mani@maniken.jp

領収書

岡 雄也様

領収日：2022年5月19日

¥ 3,000 -

但し ローカル・マニフェスト推進連盟年会費（2021年度分）として
上記、正に領収いたしました。

一般社団法人マニフェスト研究会
代表理事 中村 健
〒162-0041
東京都新宿区早稲田鶴巻町 517 番地 1 ドロード早稲田 402
電話：03-6709-6739 メール：mani@maniken.jp

ローカル・マニフェスト推進連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ローカル・マニフェスト推進連盟」と呼ぶ。(以下「本連盟」と呼ぶ)。

第2章 目的

(目的)

第2条 真の地方分権確立のため、二元代表制における地方議会、地方議員、地方自治体の活性化をめざすことを目的とする。

2. 目的の達成を目的し以下の活動を行う。

- (1) ローカル・マニフェストへの理解並びに実践・研究活動の推進。
- (2) 地方からの政策づくり等の実践、研究発表、交流シンポジウム等の研学会・勉強会の開催。
- (2) 会員相互の情報交流・研究協力の支援。
- (3) 会目により構成される地方組織の支援。
- (4) その他、運営委員会が適当と認める事項。

第3章 会員

(種類)

第3条 本連盟の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した者。比会、および運営委員会での一決権を有する。(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、別に定める所定の様式により会費を納入し共同代表に提出するものとする。

2. 共同代表は、入会を認められた会員について、認められた日から直近の運営委員会に報告しなければならない。(会費)

第5条 会員の年会費は、正会員：年額3,000円とする。

2. 会員から退会および定額の届出が無い場合、前年と同額の年会費を自動更新するものとする。(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の届出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を共同代表に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(2) 運営委員会

(3) 委員会

(4) 事務局

(総会)

第16条 総会は、年に一回、及び必要に応じて共同代表がこれを招集し、次に定める事項について報告を行うとともに、審議を行なう。

- (1) 予算・決算
- (2) 事業計画
- (3) 規約改廃
- (4) 人事
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他

2. 共同代表は、会員の五分の一以上から請求があった場合は、総会を招集しなければならない。この場合、請求を受理した日から30日以内に開くものとする。(運営委員会)

第17条 運営委員会は、必要に応じて共同代表が召集し、本連盟の運営に関する事項を決定する。

2. 運営委員会は共同代表、事務総長、事務総長代理、19条による委員会(組織)の代表者、及び運営委員をもって構成する。

3. 運営委員会は、委任状を含め出席した運営委員の三分の二を以て成立するものとする。

5. 運営委員の任期は二年とし再任は妨げない。

6. 共同代表は、運営委員の選挙日から請求があった場合、運営委員会を開かなくてはならない。この場合、選挙を受理した日から30日以内に開くものとする。

7. その他、必要事項は別に定める。

(事務局)

第18条 事務局は、本連盟の事務を執行する。

2. 事務局の組織及び運営に関する必要事項は運営委員会の議決を経て、共同代表がこれを定める。(委員会)

第19条 本連盟には、会員で構成されることを原則として、次の委員会(組織)を運営委員会の承諾により置くことができる。

- (1) 議員のみで構成する委員会
- (2) 自治体職員のみで構成する委員会
- (3) 市民のみで構成する委員会
- (4) 地域ごとの委員会
- (5) 目的を明確化した委員会
- (6) その他

2. 委員会(組織)についての権限は別に定める。

第7章 会計

(1) 法令又は本連盟の規約に違反したとき。

(2) 本連盟の名義を冒し、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 会費を2年にわたって納めない正会員は、原則として会費資格を失う。(補出品の不返還)

第9条 既に納入した年会費などは、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第10条 本連盟には、正会員から次の役員を置く。

- (1) 共同代表 4名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 監事 1名または2名
- (4) 事務総長 1名
- (5) 事務総長代理 1名

(選任)

第11条 共同代表、監事及び事務総長は、運営委員会が選出し、総会において選出する。

2. 運営委員は、共同代表が選出する。ただし、本連盟の発足時は、事前に会費納付者より運営委員を公募し、本連盟の運営に関する事項を協議した。

3. 事務総長代理は、事務総長が指名する。(職務)

第12条 共同代表は、本連盟を代表し、その職務を授けられる。

2. 運営委員は、運営委員会を構成し、本連盟の業務を執行する。

3. 監事は、本連盟の会計並びに会務の執行について監査を行なう。

4. 事務総長は、本連盟の運営を統括する。(任期)

第13条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員が任期以外に辞任する場合は、共同代表、もしくは、運営委員会へ届出を行い、了承を得るものとする。

3. 役員は、会費資格を失った場合、解任される。

4. 役員は、任期満了後において後任の役員が置かれぬ場合は、会費資格を保持限り、その職務を行なうものとする。

第5章 相談員など

(相談員など)

第14条 本連盟には、相談員及び支那員を必要に応じて置くことができる。

第6章 機関

(種類)

第15条 本連盟に次の機関を置く。

(1) 総会

(会計)

第20条 本連盟の経費は、会員の年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 本規約の変更は、運営委員会が議決した後、総会の議決を経て、これを行なう。

第9章 その他

(施行細則)

第23条 本規約の施行についての細則は、運営委員会において定める。

付則

1. 本規約は、本連盟の発足日より施行する。

2. 事務局は、東京都中央区日本橋1-1-1 日本橋1丁目三井ビルディング WASEDANEI 内に置く。

3. 入会方法

入会を希望する者は、会費を添えて本連盟へ申し込まなくてはならない。申し込み後、共同代表が承認した日付を伴って会費資格を得るものとする。賛同会員は申し込みを行い、共同代表が承認した日付を伴って会費資格を得るものとする。

施行日：2005年5月22日

改正日：2010年8月2日/2013年8月4日/2015年7月29日/2018年7月11日/

2019年8月2日

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 2月 9日	整理番号	10	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	オンライン研修会参加費 地方議会研修会 in 西条～四国の議会改革最前線！			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年	2月	9日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収データ - 2022年2月9日 (水) 『地方議会研修会in西条～四国の議会改革最前線！チーム議会で善政競争～』 (オンライン開催)

発行日	2022年2月9日
宛名	岡雄也
合計	¥3,000
但し	研修会参加費
注文日	2022年2月9日
注文番号	██████████
主催者	ローカル・マニフェスト推進連盟事務局 (ローカル・マニフェスト推進連盟)
イベント名	2022年2月9日 (水) 『地方議会研修会in西条～四国の議会改革最前線！チーム議会で善政競争～』 (オンライン開催)



--	--

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 31日	整理番号	11	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項	当議連は、松山市における観光振興を積極的に推進し、市の発展に寄与する目的で設立された。			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 12月 6日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和3年 12月 6日

岡 雄 也 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 若 江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(平30本号中改正)

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、總會、臨時總會及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
広報費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
12/24	封筒印刷費	122,100 円		12
12/24	市政報告はがき(デザイン・印刷費)	86,300 円		13
12/24	市政報告はがき(郵送料金)	31,500 円		14
1/28	市政報告誌(デザイン・印刷費)	132,506 円		15
1/28	市政報告誌(配布料金)	125,195 円		16
3/24	封筒印刷費	40,000 円		17
3/31	ウェブ管理料	33,000 円		18
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		570,601 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 12月 24日	整理番号	12	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	封筒印刷費			
金 額	122,100 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 12月 24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証 No 000664

園名事務所 殿

金 額	¥	1	2	2	1	0	0
-----	---	---	---	---	---	---	---

但し税引別記簿代

内 訳	金 額
請 求 金 額	
現 金	
小 切 手	
当 座 振 込	
手 形 通	
差 引 残 高	

上記の金額正に領収致しました

令和 3 年 12 月 24 日

PP印刷有限公司

代表取締役 天野真作
 松山市東石井 10-30
 電話 松山 (089) 956-2442 番
 FAX 松山 (089) 956-2180 番
 取引銀行 当座

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 12月 24日	整理番号	13	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政報告はがき (デザイン・印刷費)			
金 額	86,300 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 12月 24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証 No 000667

国 83ヶ事務所 殿

金 額				¥	8	6	3	0	0
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し市政執うはがら(千円単位・印別書)

内 訳	金 額
請 求 金 額	
現 金	
小 切 手	
当 座 振 込	
手 形 通	
差 引 残 高	

上記の金額正に領収致しました

令和 3 年 12 月 24 日

アマ印刷有限公司

代表取締役 大野 眞 作

松山市東石井 丁目 10 - 30

電話 松山 (089) 956-2442 番

FAX 松山 (089) 956-2180 番

取引銀行

当 座

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年 12月 24日	整理番号	14	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び 内 容 等	市政報告はがき (郵送料金)			
金 額	31,500 円	按分率	100 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年 12月 24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

岡 雄也

様

2021年 12月 24日

¥ 31,500

郵送費として
上記正に領収いたしました。

合同会社decico
〒790-0911
愛媛県松山市桑原5-3-3



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 1月 28日	整理番号	15	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政報告誌 (デザイン・印刷費)			
金 額	132,506 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 1月 28日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

15

岡 雄也

様

2022年 1月 28日

¥ 132,506

②市政報告(デザイン・印刷費)料金として
上記正に領収いたしました。

合同会社decico
〒790-0911
愛媛県松山市桑原5-3-3



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 1月 28日	整理番号	16	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政報告誌 (配布料金)			
金 額	125,195 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 1月 28日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

16

岡 雄也

様

2022年 1月 28日

¥ 125,195

市政報告ポスティング料金として
上記正に領収いたしました。



合同会社 decico
〒790-0911
愛媛県松山市桑原5-3-3

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 24日	整理番号	17	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	封筒印刷費			
金 額	40,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 3月 24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 3月 31日	整理番号	18	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ウェブ管理料			
金 額	33,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 3月 31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

No. 請求書-2022-04-28-578

領収日 2022年03月31日

岡 雄也 様

金額 33,000 円

但し：ドメイン管理費&更新手数料について

上記、正に領収いたしました。

収入印紙

内訳

税抜金額: 30,000円

消費税額等: 3,000円

〒799-3114

愛媛県伊予市瀬町48

株式会社AMS